から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、

農林水産大臣

Ξ

解除の理由 風害の防備 保安林として指定された目的

解除予定保安林の所在場所

平成二十二年五月二十八日

下関市富任町一丁目四四五の四から四四五の一一まで(以上八筆国有林)

監査告示

外部監査人の補助者の氏名等......

県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業計画書の縦覧 (農村整備課)

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 ( 県民生活課 ) ..... 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課).....

Щ

山口県告示第二百三十号

報

解除予定保安林 (下関市) (森林整備課)...

目

次

道路用地とするため

5月28日

(金曜日)

平成 22 年

(一六七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

縦覧に供します。 月三十日までの間、 り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年六 特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) 第十条第一項の規定により、次のとお 山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の

平成二十二年五月二十八日

山口県知事 井 関

成

申請のあった年月日

平成二十二年四月三十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 碧い鈴 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

代 表 の 氏 名 片岡加寿子

主たる事務所の所在地

下松市桜町一丁目一四番一号

定款に記載された目的

Ξ

高齢者等に対する、生きがいサービス、介護保険制度による介護サービスなどの高

サービスなどの障害者福祉に関する事業を行い、 齢者福祉に関する事業及び、 に展望をひらいていくこと。 会及びその安全に寄与すること、また、ひきこもり当事者やその家族に寄り添い、 るために地域の防犯パトロールを軸とした犯罪防止事業を展開し、介護福祉・地域社 障害者等に対する障害者自立支援法に基づく障害福祉 また市民の生命と財産を犯罪から守

井 関 成 (一六八)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

山口県知事

=

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、 次の

書及び収支予算書は、平成二十二年七月十二日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課

(一六九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

報

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 土地

平成二十二年五月二十八日

県

山口県知事 \_ 井 関 成

氏 住

名

信義 Щ

"

史朗 秋穂西二〇二九の三

信義 山口市秋穂東五一五八の七 

秋穂西||||〇〇

道中

秋穂土地改良区 土地改良区の名称

金曜日

監理 事事

寍

平成22年 5 月28日

平平 成成

|十二年五月二十八日発行|

発発

行行 人所

山山

 $\Box_{\,\Box}$ 県

知県

事庁

熊ヶ迫地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、

同条第五項

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

(一七〇) 県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業計画書の縦覧

\_ の 別

中村

退任した役員

事

氏

名

住

寍 11

Щ

秋穂土地改良区

П

土地改良区の名称

監理 事事 別

就任した役員

福江 藤松

一口市秋穂東五一五八の七

二六五六

所

天羽

田中

下関市形山みどり町六番六号

水谷

芳昭

下松市旗岡五丁目六番二七号

氏

住

滿則 照己 下松市北斗町三番————〇三号

岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号

五〇三号
広島県廿日市市串戸一丁目八番一 宇部市松山町一丁目一三番一号

> " 11

品川 兼氏

光市中村町二七番 | 四 – 二〇二号

の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月二十八日

= 井

関

成

山口県知事 = 井 関

成

縦覧に供する書類

県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業計画書の写し

\_ 縦覧の期間

平成二十二年五月三十一日から同年六月二十一日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



## 山口県監査委員告示第一号

る監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十二第二項に規定す 次のとおりである。

Ιţ

平成二十二年五月二十八日

所

所

期

查 委 員

二十三年三月三十一日まで平成二十二年五月二十八日から平成

11

"

Ш П 県 監

山口市宮野下七九の四

寺田 森永